

香川県条例第3号

香川県港湾管理条例の一部を改正する条例

香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
(占有又は使用の許可)						(占有又は使用の許可)					
第8条 略						第8条 略					
						2 港湾施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。その使用期間を延長しようとするときも、同様とする。					
						3 略					
(占有料及び使用料)						(占有料及び使用料)					
第9条 略						第9条 港湾施設を占有し、又は使用する者は、別表に定める占有料又は使用料を県に納付しなければならない。					
						2 略					
別表（第9条関係）						別表（第9条関係）					
1 高松港港湾施設使用料						1 高松港港湾施設使用料					
種別	区分		単位	金額	備考	種別	区分		単位	金額	備考
1～10	略					1～10	略				
11 港湾環境整備施設使用料	キャッスルプロムナード	駐車場	1台につき 30分までごとに	150円	20分を超えない場合の利用に係る使用料は、無料とする。	11 港湾環境整備施設使用料	キャッスルプロムナード	駐車場	1台につき 30分までごとに	150円	20分を超えない場合の利用に係る使用料は、無料とする。
		多目的広場									
	略							略			

備考
略
2～4 略

備考
略
2～4 略

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 キャッスルプロムナード多目的広場を使用しようとする者は、この条例の施行の日前においても、香川県港湾管理条例第8条第2項の規定の例により、使用の許可を受けることができる。この場合において、その許可を受けた者は、同日において同項の許可を受けたものとみなす。